

**(財)日弁連法務研究財団**

**認証評価評議会(第1回)議事録**

2004(平成16)年7月13日(火)午前10時~正午

## (財)日弁連法務研究財団：認証評価評議会(第1回)議事録

- 1 日 時 2004(平成16)年7月13日(火)午前10時~正午
- 2 場 所 弁護士会館16階来賓室
- 3 出席者  
評議員 阿部三郎、大谷 實、北城格太郎、佐柄木俊郎、新堂幸司、高木 剛、千種秀夫  
納谷廣美、本林 徹、吉村徳則(50音順・敬称略)  
専務理事 平山正剛  
常務理事 飯田 隆  
事務局員 江森史麻子、宮武洋吉、山本崇晶、由岐和広
- 4 議 題
  - 1) 評議会議長の選任
  - 2) 評議会の運営方法について
  - 3) 従前の検討経緯について(報告)
  - 4) 文部科学大臣への認証申請について(報告)
  - 5) 評価の基本方針について
  - 6) 評価委員会委員の選任
  - 7) 事業計画
  - 8) その他
- 5 資 料
  - 資料1 認証評価評議会名簿
  - 資料2 認証申請書
  - 資料3 法科大学院認証評価事業基本規則
  - 資料4 法科大学院認証評価手続規則
  - 資料5 法科大学院評価基準
  - 資料6 法科大学院評価基準・解説
  - 資料7 大学訪問調査報告書
  - 資料8 事業計画(案)
  - 資料9 認証評価評議会運営規則(案)
  - 資料10 法科大学院認証評価ご案内(パンフレット)
  - 資料11 司法制度改革審議会意見書
  - 資料12 評価委員会・委員(候補)名簿
  - 資料13 財団の新パンフレット
  - 資料14 検討経緯(法科大学院の第三者評価)
  - 資料15 日弁連法務研究財団の評価(04.7.6)
  - 資料16 日弁連法務研究財団の評価基準(04.7.6)
  - 資料17 財団の行う「法科大学院の認証評価事業」について
  - 資料18 法科大学院評価基準 整理(適格認定)
  - 資料19 トライアル評価のご案内
  - 資料20 トライアル評価に関する回答状況
  - 資料21 評価員募集のお知らせ
- 6 議 事

○新堂理事長 定刻になりましたので、第1回の認証評価評議会を開催させていただきたいと思いません。私、日弁連法務研究財団の理事長を務めております新堂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私ども財団といたしましては、昨年あたりから本格的にこの事業の準備を進めてまいりました。文科省の方からも調査研究費をいただくなどもいたしまして、つい先ほど来、文科省の方に認証の申請を提出して、現在認証作業が進められていると、こういう状況にまで至りました。私どもこの事業のいわばキャップに位置します評議会というものを構成するという構想で、皆様方に評議員をお願い申し上げましたところ、快くご承諾いただきまして、またこの暑い中、本日はお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ご承知のように法科大学院は、一斉にこの4月からスタートいたしまして、現在もう少しで1学期といえますか、春学期が終わろうとしております。現場の先生、学生、いずれも大変やる気がある状態で一生懸命教育が行われているというふうになっておりますけれども、ただなにぶんにも学校側も初めてですし、学生側も初めて、さらに新司法試験というものがどのような形で行われるかということにつきましても大変不安に満ちておりまして、一体このまま勉強していった我々大丈夫なのかという、教師も心配しておりますし、学生も大変不安と同時に勉強しているということでございます。そんな中で私どもは、ぜひ皆様方のご援助を賜りまして、各法科大学院の先生にも、学生にも情報の交換をするよき場所となり、そして数年後には本格的な評価事業が始まりますが、それに向けて準備を進め、ぜひともより充実した評価事業を実現してまいりたいと思っております。どうぞ皆様方のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

簡単でございますが、これでごあいさつとさせていただきたいと思いません。

○飯田常務理事 財団の常務理事をしております弁護士の飯田でございます。本日の進行につきましてご説明申し上げますが、まず、皆様の自己紹介をいただきまして、その後議事に進んでいただければと思っております。ご紹介につきましては、あいうえお順に阿部先生から簡単をお願いいたします。

○阿部評議員 中央大学の理事長を務めております阿部三郎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大谷評議員 同志社総長の長谷でございます。私は、刑事法が専門でございます。

○北城評議員 日本アイ・ビー・エムの会長をしております北城でございます。現在、経済同友会の代表幹事を務めております。よろしくお願い申し上げます。

○佐柄木評議員 朝日新聞の論説主幹などをしておりまして、この3月に退社いたしました佐柄木と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○新堂評議員 新堂でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高木評議員 UIゼンセン同盟という労働組合に所属しております高木でございます。よろしくお願い申し上げます。

○千種評議員 2年ほど前まで最高裁判所裁判官をしておりました、今若手の養成に若干意を注いでいるところでございますが、よろしくお願い申し上げます。千種でございます。

○納谷評議員 明治大学の総長兼学長を務めております納谷と申します。民事訴訟法が専門です。よろしくお願い申し上げます。

○本林評議員 弁護士の本林でございます。3月末まで日本弁護士連合会の会長をしておりました。よろしくお願い申し上げます。

○吉村評議員 弁護士の吉村でございます。検察官定年退官後3年ばかり内閣府の情報公開審査会の常勤委員をやらさせていただきました。弁護士登録してからまだ2カ月になるかならないかでありまして。全くの素人でございますが、よろしくお願い申し上げます。

○飯田常務理事 それでは、議長の選任をお願い申し上げたいのですが、資料3の法科大学院認証評価事業基本規則の第10条でございますが、認証評価評議会議長は、認証評価評議員の互選により決するとなっております。もし自薦他薦がなければ、こちらの方からご提案をさせていただければと思っております。

（「異議なし」の声）

○飯田常務理事 では、前日弁連会長の本林徹先生にお願いできればと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

（「異議なし」の声）

飯田常務理事 では、議長席の方をお願いいたします。

○本林議長 それでは、ご推薦いただきましたので、大変そうそうたる先生方の中で大変未熟でございますけれども、議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、始めます前にお手元の配付資料の中で「顔写真および原稿ご提供のお願い」というのがございますけれども、事務局から先に説明いただけますでしょうか。

○飯田常務理事 現在この事業につきましてPR用のパンフレット作成の準備をしております。その関係で本日の会議風景の写真と同時に、皆様方の顔写真及び若干のコメントをお願い申し上げたいと思っております。顔写真、原稿につきましては後ほど皆様方をお願い申し上げますので、どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。作成の関係上、8月6日ぐらいまでをお願いできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○本林議長 それでは、お手元に、第1回認証評価評議会・進行・議題（案）というのがございますが、これに原則に従いまして進めさせていただきます。

それから、本日北城評議員が10時半ごろまで、それから高木評議員が11時ごろまでということですので、その辺になりましたら、議事が途中になってもぜひご発言をお願いするということにさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この評議会がどういう権限、どういうことをするのかということだけ確認をさせていただきたいと思っております。資料3に法科大学院認証評価事業基本規則というのがございます。そこで関連のところだけちょっとおさらいをさせていただきます。この5ページから基本規則が始まっておりますけれども、この第3条が認証評価事業をどこがやるかということで、これは財団の理事会の委託に基づいて認証評価事業部というのが行うということになっており、その構成が第3条2項で認証評価評議会、評価委員会、評価員、異議審査委員会、それから事務局と、それらで構成されることになっております。さらに第5条で認証評価事業部の最高意思決定機関がこの評議会であるということになりまして、第6条の権限のところでのこの評議会が評価基準の策定変更といった基本的な事項を定めるということと、評価委員会の委員の選任をするというようなことを含めまして、そこに5項目書いてございます。そして、第17条のところにも、評議会は運営について、その運営規則というものを設けるということが決められており、さらに飛びまして13ページに第59条というのがございます。評価の手数料、これをこの評議会が決めるということになっております。それから、14ページの上のところでも第63条というのがございます。認証評価に関する手続等、そういった諸規則、これを評議会が決めるということになっております。そういうことで、きょうの進行・議題に書いてありますとおり、評価の基本方針というのが、5項目ございますけれども、これが評価基準や、評価の手続、あるいは評価料、そういったところに関連してご審議をいただき事業の承認をいただく方向で進めたいと思っておりますし、それから進行の6のところでも評価委員会の委員の選任、それから7番目の事業計画、そういった主要項目についてお諮りをしていきたいということで進めさせていただきたいと思っております。

まず、議題の2番目の評議会の運営方法についてお諮りをさせていただきたいと思っております。これに

については、資料9の認証評価評議会運営規則(案)というのでできているようでございます。これにつきまして事務局の方から簡単に説明をいただいて、ご審議をいただきたいと思っております。

では、事務局、お願いします。

○飯田常務理事 飯田の方からご説明申し上げます。

資料9の認証評価評議会運営規則(案)、事前にご配付した資料でございます。これは、先ほどの事業基本規則17条にもとづいて、細則的な事柄等を定めていただきたく思います。

まず、第2条の議事進行でございますが、評議会は議長が主宰いたしまして、また、議長に事故あるときは、議長代行者をご指名いただくということでございます。

会議への出席につきましては、財団の関係者及び説明員等の出席をお許しいただきたいというのが第3条でございます。

第4条、5条、6条、7条につきましては、会議の公開の問題でございます。時代の趨勢でございますので、できるだけ会議は公開をお願い申し上げたいと思っておりますし、第7条、議事録の公開につきましては顕名で公開をお願い申し上げたいと思っております。ただ、個別の法科大学院の評価にかかわる審議等の秘密を要する事柄については非公開、また議長が必要と認めた場合については非公開をお願い申し上げたいと思っております。

第8条が守秘義務でございますが、これは先ほどの資料3の基本規則の第4条で、個別の法科大学院の秘密情報については守秘義務をお願い申し上げると同時に、この会議の非公開にされた議題についても守秘義務をお願いすると、そういう内容になっております。

以上でございます。

○本林議長 この運営規則について、今若干説明いただきましたけれども、原則公開とするということで、議事録については第7条でございますけれども、議事録までに何か暫定的な公開の方法はあるのでしょうか。

○飯田常務理事 できるだけスピーディーに議事内容を公開する必要があると思われまので、議事要旨につきましては事務局の責任で、できるだけ早い時期に公開をしまして、これは顕名なしで、その後正式に、1カ月ぐらいをめぐりにしまして議事録を公開できるようにしたいと考えております。

○本林議長 今のような説明でございますけれども、最近のこの種の委員会あるいは協議会等は公開されているというのが時代の趨勢で、この事業の前段階で行ってきた認証評価検討委員会についても公開でやってきているということですので、今の事務局の説明のように、議事要旨という形で、これは非顕名で、速報という形で公開して、一月ぐらいをめぐりに評議員の先生方にチェックをいただいた上で議事録を公開をしていくという、そういう方向で進めることについて、よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

○本林議長 では、そういうことで進めさせていただくことにいたしまして、この運営規則の趣旨に従い、個別の法科大学院の評価にかかわるもの、あるいは個別の法科大学院の特に秘密の情報等につきましては、評議員が守秘義務を負うということで確認をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声)

○本林議長 それから、議長の代行者の指名がこの運営規則の2条で必要だということでございますので、もしご異論がなければ納谷先生、お願いできますでしょうか。

納谷評議員 私ではよろしければ。

本林議長 ありがとうございます。それではご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○本林議長 それでは、運営はそういうことで進めさせていただくことにいたしたいと思っております。

それでは、その次に議題の三つ目、従前の検討経緯についてということで、これまでこの第三者評価の事業等についてどういう準備状況と申しますか、経緯で来ているのかということの報告と、この日弁連法務研究財団が認証評価機関として認証申請を出しているわけですので、そのあたりの経過を含めまして報告をいただき、それに基づいて若干質疑をさせていただくということにいたします。

それでは、事務局の方で説明お願いいたします。

- 飯田常務理事 それでは、資料 14 をごらんいただきたいと思います。本日までの経緯について若干私の方からご説明申し上げまして、事業内容の検討につきましては事務局の山本弁護士の方からご説明申し上げたいと思います。

緑色の資料の中に資料 14 というのがございます。この事業につきましては、2002 年秋ごろから検討に着手しまして、2003 年 2 月には A B A に丸 2 日間訪問調査して、いろいろ教えを請いました。その後、認証評価検討委員会準備会が発足し、昨年 7 月以降はこれに関する文科省委託研究等を受けまして、また 8 月から 10 月にかけては各界の方々の意見交換等を行いまして、11 月には中間的なまとめのシンポジウムを開催いたしました。11 月には認証評価検討委員会が発足いたしました。委員長は、柏木昇中央大学教授でございます。11 月以降 3 月に至りますまでに合計 6 回の委員会を開いて検討いただき、評価基準及びその解説をまとめていただいたわけでございます。さらに、第 10 項ですが 12 月から 4 月にかけて皆で分担いたしまして、全国の法科大学院 68 校全校を訪問調査いたしまして、その内容を踏まえて評価基準及びその解説をまとめたわけでございます。ちなみにこの法科大学院訪問調査の記録につきましては、事前にご配付しておりました資料 7 にまとめているところでございます。3 月 23 日に第 6 回検討委員会で検討委員会が終了しまして、そこで評価基準、解説等をまとめ上げまして、ことしの 4 月 5 日から 26 日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。それを踏まえまして最終的な内容を確定いたしまして、ことしの 5 月 21 日に財団の理事会・評議員会で資料 3 の事業基本規則並びに資料 5 の評価基準、資料 6 の解説並びに資料 4 の手続規則の承認をいただきまして、それを踏まえまして 5 月末日に文部科学大臣に認証申請をしたわけでございます。その後この秋以降に本評価に先立ちましてトライアル評価、それを行うということで案内を送付しております。また、6 月には委託研究に基づく研究報告書を文科省に提出いたしました。7 月からは、現在評価員の募集を開始していると、そういう状況でございます。以上が、簡単に、時系列的にご報告申し上げました。

次に、事業内容については、山本弁護士の方からご報告いただきたいと思います。

- 山本事務局員 お手元の資料 17 を映写いたしまして、ご説明させていただきます。これからご説明させていただきますのは 3 点でございます。一つ目は、当財団の認証評価事業の概要、形の部分でございます。二点目は、法科大学院の評価がどういう仕組みでなされるのかという実質の部分でございます。三つ目は、この事業をなすに当たっての当面の課題でございます。

まず、一言で言って何をやるのかということでございますが、法科大学院の依頼により評価報告書を作成し、法科大学院、文科省に提出し、かつ一般に公表するというものでございます。つまり評価報告書を作成して納品するというのがこの事業の中心でございます。この評価報告書は、二つのことから成っております。一つは、適格認定と申しまして、法科大学院が、全体として当財団が必要と考える基準に適合しているか、適合していないかということの判定でございます。二つ目は、分野別評価でございまして、法科大学院の九つの分野、つまり入学者選抜、カリキュラム、授業、教員体制等々の分野におきまして、どの程度効果的な取り組みをしているかということの、多段階評価、判定でございます。

次に、このような評価を何のためにするのかということでございます。適格認定と分野別多段階評価、これを自動車の評価に例えますと、適格認定は車検でございます。最低限の安全性を備えてい

るかということの判定でございます。分野別多段階評価は、コンシューマーレポートのようなものでございまして、安全性、スピード、環境負荷等々の観点から、段階評価をするというものでございます。その目的は、法科大学院の教育の質の維持、向上を促進するというところでございます。法科大学院の教育のありさま、実態を第三者機関として評価して公表するという通じて、法科大学院の自己改善、自己改革を促進する、あるいは支援していくというのがこの事業の目的であると考えられます。

さらに、その方法、手段でございますけれども、3点ございます。1点目は、情報の収集です。一つには法科大学院による自己申告です。法科大学院がどのような教育を、どのようにして実施し、どういう効果を上げているのか、どこが問題であるのかというようなことを自己点検評価報告書という形でまとめていただく。次に財団による実態調査でございます。現地調査チームというのを組みまして、授業の様子あるいは教員、学生へのインタビューを行う実態調査、丸3日行う予定でございます。さらに、財団が直接学生ほかへのアンケートを行う。これらを通じて実態を把握する。以上が情報の収集でございます。2点目は、収集した情報に基づき、財団の評価基準に照らして評価、判定を行います。3点目は、判定した評価結果につきまして、法科大学院に異議がある場合は、異議の申し立て手続で、異議審査を行う。これは、評価を行う評価委員会とは別の審議体の、異議審査委員会というところでいきます。

では、こういった評価をどこの法科大学院に対して行うのかという点でございます。法科大学院は、この4月に68校開設されました。来年の4月にさらに6校開設される予定でございます。現在申請中でございます。一方、それを評価する評価機関、文部科学省の認証を受けて行う評価機関が少なくとも三つできると予想されております。現在申請しておりますのは当財団だけでございます。ほかに独立行政法人の大学評価・学位授与機構、それから財団法人大学基準協会が評価機関です。どの法科大学院が、どの評価機関の評価を受けるかということにつきましては、法科大学院の方で選べるという構造になっております。どこか一つ選べばいい。どこか一つの評価機関の評価を受ければよいという格好になっておりますので、当財団としましては、どの法科大学院から選んでいただけるのかということが課題でございます。

次は、評価のスケジュールでございます。法律上は、5年以内に1度評価を受けなければならないということになっております。一方、法科大学院も開設されたばかりでございまして、3年コース、つまり法学未修者の3年コースの修了生が出ますのが2007年の3月でございます。そうしますと、ちょうどワンサイクル終わってから評価を受けるということになりますと、実際の評価は2007年と2008年に集中することになると思われれます。それまでの3年間は、評価の質を高める、あるいはしっかりした体制づくりをするという準備期間と位置づけております。評価員の研修であるとか、あるいはトライアルであるとかを実施する期間でございます。なお、場合によっては2006年には2年コースの学生が修了することになっておりますので、それを踏まえ、評価を前倒しですという可能性もございます。

次に、評価の態勢でございますけれども、まず、最上位の機関が認証評価評議会でございます。12名の評議員で構成されてございまして、年2回開催されます。基本的な事項の決定及び下位機関の委員の選任母体でございます。次に、評価の中心となりますのが評価委員会でございます。20名程度、20名ないし25名の委員で構成され、年に5回程度開催されます。評価報告書を審議し決議します。そして、実際の評価に向けた作業を担いますのが評価チームでございます。法科大学院ごとに、法科大学院の規模に応じて5名から10名程度の評価チームを設けます。評価委員会が主査を選任します。評価チームが中心になりまして、各法科大学院についての実態調査、自己点検評価報告書の分析等の情報の分析等を行い、評価報告書の案を作成いたします。異議審査委員会というのは、法科大学院から異議が出た場合にそれを審査する母体でございます。

次、事業収支でございます。5年間に1度評価するという、ある意味で息の長い事業になります。その収支がどうなっているかということでございますが、収入は評価料のみでございます。入学定員100名規模の学校で、1校あたり350万円です。もう少し規模が大きくなり、入学定員300人規模になりますと1校あたり400万円程度でございます。いずれにしましても、評価料収入が収入のすべてでございます。支出としましては、固定費、これは毎年1,950万円予定しております。会議費、それから専従の職員の人件費、その他諸経費でございます。変動費としまして1校当たり60万円を予想しております。これは、100名規模の学校に対する評価員5名の研修費及び打ち合わせ費でございます。収支バランスで申し上げますと、これ5年のスパンで見まして34校の評価を行うと収支とんとんになるというものでございます

以上が評価事業全体の形でございます。次に、評価の実質、評価の仕組みについてご説明いたします。資料の5及び6、つまり、評価基準及びその解説がございまして、資料5の評価基準をごらんいただきましたならば、そこに47の評価項目がございまして、入学者の選抜でどういう工夫をしているかとか、あるいは授業の仕方にどういう工夫をしているかといったこととございまして、そのそれぞれの項目につき、合否あるいはA、B、Cといった多段階評価、判定を行う、これが項目別評価でございます。それに基づきまして、先に申し上げました、適格認定と分野別評価を行うということとでございます。

詳細につきまして説明いたします。まず、適格認定、いわゆる車検部分でございますけれども、47の評価基準それぞれについての判定を踏まえて、その法科大学院が全体としてマルかバツかという判定を致します。この判定に、それぞれの評価項目毎の評価の結果がどう反映されるかについてのルールがございまして、評価項目の重みによりまして3分類されております。資料18の方に整理されておりますけれども、一つ目のグループは法令に由来している基準でございまして、その一つでもバツがつきますと法科大学院全体としてバツがつくというもので、非常に重要な基準でございます。二つ目のグループが法令由来項目ではございせんけれども、非常に重要なものであって、その一つの項目でも不可がつけば、法科大学院として不適格、バツがつく可能性があるものです。但し、ほかの項目での評価と総合してリカバリーもありうる、そういう項目でございます。三つ目のグループは、白丸項目でございますが、仮にその項目で不可がつけましても、法科大学院全体として不適格ということにはつながりません。逆に申し上げますと、これでよい点がつけば、よりよい法科大学院であるというための基準でございます。

次に、分野別評価、コンシューマーレポートの方でございまして、47の項目別評価をもとに、九つの分野について5段階の評点をつけているものでございます。法科大学院の運営体制と自己改革、入学者選抜、教育体制、教育内容・教育方法の改善への組織的な取り組み、カリキュラム、授業、法曹に必要な資質及び能力の養成、学習環境、成績評価・修了認定、この九つの分野でございます。

以上にご説明致しました評価の基本的な仕組みにつきましては、恐らくほかの評価機関も類似のものであらうと想像しております。評価機関としての認証についての文部科学省の省令に、こういう項目を盛り込みなさいということがございまして、そうなるのであらうと思っております。

ここで、財団の評価の特徴はどこにあるのかにつきご説明致します。4点でございます。一つ目は、エンドユーザーの視点を重視したということでございまして、このエンドユーザーと申しますのは、法科大学院の学生ではなく、司法サービスのエンドユーザーということでございまして、評価体制の構成員に、エンドユーザーに当たります有識者の方々を入れております。エンドユーザーの方と、それから法曹と合わせますと、大学関係の方々よりは数字的には多くなるというところが一つの特徴でございます。二つ目は、法曹養成教育の評価に焦点を当てているということです。分野別評価を行う、九つの分野の中で、法曹に必要な資質、能力の養成というのを独立の評価項目として上げ



ております。これは、個々の要素、教育要素を横断的に見て、法曹に必要な資質、能力というものをどうとらえていますか、あるいはそれをどのようにして養成しようとしていますかということとをずばりと聞くというものでございます。3つ目は、法科大学院の自主性、創意工夫の重視という点でございます。基準項目もできるだけ大綱的な定め方にしまして、法科大学院の創意工夫を殺すようなことのないようにという配慮をしております。4つ目は、法曹養成教育の研究ということでございます。ほかの評価機関と違しまして、財団の場合には法曹養成教育がいかにあるべきかという研究部門を持っておりますので、そちらの蓄積を反映させていくということが、一つの特徴と考えられます。

最後に、評価事業の当面の課題をご説明いたします。これまでの準備の経緯は、先ほど飯田常務理事の方から説明ございましたとおりでございます。

今の課題としましては三つございます。一つ目は、顧客の獲得でございます。現在認証申請中でございますが、認証を踏まえて全国の法科大学院にアプローチをかけて、一校でも多くの評価をさせていただけるようにしたいと考えております。二つ目が評価ツールの整備でございます。実際に評価を行うことになると、評価報告書の作成要領、現地調査要領等々、さまざまな手引書が必要になってまいります。手引書の作成の前に、実施手順の詰めがございます。三つ目が評価員の確保でございます。実際に法科大学院の評価活動を行う評価員として1校当たり5名から10名、仮に30校程度の評価を行うとしましたら、150名規模の評価員が必要でございます。この評価員の確保、研修が恐らく一番重い課題となると思います。150名と申し上げましたけれども、おおむね研究者教員で50名程度、あと実務家教員ないしその実務家で100名程度でございます。

以上でございます。

- 本林議長 では、北城評議員が時間になりましたので、どうぞ何でもご意見等がございましたら。
- 北城評議員 途中で失礼させていただきますので、恐縮ですが。

まず、こういう大学ができ、それに対して評価をするというのは非常に重要なことで、既に大学評価・学位授与機構が大学評価を行っていますが、法科大学院についても評価を行うのは重要なことだと思います。また、日弁連法務研究財団がそうした取り組みをしておられるのは意義があることだと思いますし、評価の仕組みなどを見ても、可否の判定や多段階評価をするということで、大学の運営が適格かどうかということについて、絶対評価のような形をとるのはいいことではないかと思えます。これまで大学評価・学位授与機構の国立大学の評価などは、どちらかというとその大学自身が掲げた目標に対する達成度のような評価であり、本当の意味での良し悪しについて評価をされていなかったのが、今回の評価の仕組みそのものは適切ではないかと感じます。

ただ、1点、この評価員が150名必要なのか、あるいは1人の評価員が複数の大学の評価をするかということは別として、評価員の構成を見ますと、法科大学院の教員ないしは法曹関係者が構成するというので、「原則として」とは書いてあるものの、法曹界の方だけが評価員になっているように見えるので、評価の視点としては司法のエンドユーザーの視点を入れて評価をするのがこの機構の特徴だとしながら、実際にユーザーが評価員に入らないのでは、やや不十分のような感じもするのです。確かにこの評価員の編成に「原則として」と書いてありますし、現実に企業経営者は忙しくてなかなか時間をとれないと思うのですが、元経営者というような方もいると思うので、評価員にそうした方や学識経験者が入ってもいいのではないかと思います。またそれに関連して、評価委員会あるいは評価員になる方の仕事量をどのぐらいと想定されているのか、兼職でできる制度を考えていかななくてはならないのではないかと、あるいはある程度、外部の方で専任になることを考えてもいいのではないかと、このようなあたりを検討いただいた上で、できれば学識経験者なども入ってもいいのではないかと思います。評価の中身を見ていますと一般的な視点も入っているようなので、それだけご検討いただければと思います。

○本林議長 大変貴重なご意見ありがとうございました。

あと、認証機関としての申請をされているようですけれども、その経過もあわせてお話をいただいた後でご質問があればうかがいたいと思います。それでは、認証申請のその後の審議の経過等の説明をお願いします。

○飯田常務理事 5月末日に認証申請をいたしまして、現在文部科学大臣から中央教育審議会に認証したいので諮問するという諮問がなされています。7月6日に中教審の法科大学院部会が開かれて、次は7月22日に法科大学院部会で、さらに審議されることになっております。その後7月23日あるいは8月6日ごろの大学分科会で審議されて答申がなされると、そういうスケジュールになっております。7月6日の法科大学院部会に私どもも呼ばれましてヒアリングを受けております。その際、議論されました主要な点は3点ございます。第1点が教員の年齢の問題、第2点がジェンダーへの配慮の問題、第3点が法律基本科目に関することとございまして、簡単にご説明申し上げます。資料6の法科大学院評価基準・解説の42ページでございますが、評価基準の3-1-5、教員体制(5)でございますが、教員の年齢及びジェンダーに配慮がなされていることという評価基準でございます。この42ページの(5)の関連法規定というところでございますが、大学院設置基準第8条第4項に、「大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることがないように配慮するものとする」という設置基準がございます。この基準を踏まえまして、委員の方から、それは先ほどの分類でいきますと、いわゆる法令由来基準ではないかというご指摘がございました。私どものこの評価基準上は、法令由来基準にはない追加基準Bという基準に分類されております。この点につきましては、設置基準にそういう配慮する旨の規定があることから、私どもも従前からいろいろ議論をいたしましたが、法令由来基準ということにしますと、これを充足しない場合には直ちに不適格ということになりますが、それはいかがなものかという意見が検討委員会では強うございまして、それで追加基準Bという扱いにした経緯がございます。法科大学院部会の当日の議論の中でも、委員の方々の間でもいろいろなご意見がある様子でございました。当日は、その点は検討させていただくということで持ち帰らせていただいております。第2点は、このジェンダーへの配慮について、具体的な内容としてどのようなものが考えられるかというご質問がございました。これについては、女性の教員が法科大学院の教員になれるようにキャリアパス等を考えるような試み等が考えられるという説明をいたしましたが、さらに説明を追加することも検討している段階でございます。

もう一点が資料5の法科大学院設置基準の15ページをごらんいただきたいのでありますが、資料5の15ページの5-1-1でございます。すなわち、「法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって授業科目が体系的かつ適切に開設されており、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること」と、そういう基準でございます。注としましてはその下に書いてございますように、「過度に偏ることがないこと」の意味として、「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上が履修されるように、カリキュラムや単位配分等が工夫されていることをいう」と、そういう注を述べておりました。これにつきまして、法科大学院が、いわゆる法律基本科目を大変増やしたがつている状況でございますが、それに対してどう考えるかというご指摘がございました。すなわち、その上限がないのではないかと指摘でございます。これにつきましては、同じ資料5の18ページをごらんいただきたいのでございますが、一番下の修了認定、9-2-1のところでございますが、修了認定のところ、修了認定では最低93単位が必要とされているのですが、一番下の行でございますけれども、100単位程度まで設定されることが望ましいと、そういうガイドラインを設けております。したがって、100単位から先ほどの33単位を引いた67単位あたりがおのずと上限になってまいりますという、そういう説明を申し上げましたところ、その点はご理解いただ

けたのではないかと考えている次第です。

以上が法科大学院部会でのご審議の状況でございます。

○本林議長 ありがとうございます。

それでは、今までの検討経緯ということで、時系列的な検討委員会等の状況の報告と、それからその評価事業についてパワーポイントで大体概要を説明をいただきましたし、認証の申請で7月6日にその中教審の法科大学院部会でいろいろ審議をされて、どういう点について指摘あるいは議論があったかということについての報告を聞かせていただいたわけですが、以上の点につきまして何かご質問あるいはご意見でも結構ですが、ございますか。また、評価基準については、その次に詳細に入りたいと思います。概括的な報告について、何かご質問ございましょうか。よろしゅうございますか、ここまでは、では、そういう経過で進んでいるということでご報告させていただいたことにいたします。

それでは、議題の5番目の評価の基本方針というところに入らせていただきたいと思います。これにつきましては、評価の基本的な考え方、それから評価基準、それから評価の手の規則等、この辺が最も重要なきょうの核心の議題でございますけれども、これについて事務局の方で要領よく説明をいただきたいと思います。

○飯田常務理事 まず、評価の基本的な考え方につきましては、資料10をご参照いただければと思います。この資料10は、私どもがこの評価事業について対外的に説明する際の資料として使ってまいったものでございます。資料10の2ページ目に取り組みの基本的な考え方ということで5点整理させていただいております。第1点が先ほどから出ておりますユーザーの視点でございます。第2点が法律実務家の視点、第3点が法科大学院の自己改革の視点、第4点が法科大学院との対話重視、第5点が実質重視と、このような基本的な考え方で評価事業に取り組みたいということで、認証評価検討委員会で検討をお願いしてまいりました。

そして、どのような点に教育内容として重点を置くのかという点でございますが、それが次の法曹養成と法科大学院での教育ということでございますが、「2つのマインド、7つのスキル」という形で整理いたしました。第1点は、法律専門職責任としての2つのマインド、これが法曹としての使命、責任の自覚、2番目が法曹倫理でございます。第2点、法律専門職能力としての7つのスキルでございますが、1が問題解決能力、2が法的知識、これは基礎的法知識、専門的法知識、法情報調査、3番目が事実調査・事実認定能力、4番目が法的分析・推論能力、5番目が創造的・批判的検討能力、6番目が法的議論・表現・説得能力、7番目がコミュニケーション能力と、そういう形で法曹に必要な資質能力というのを整理いたしました。この背景には、アメリカのマクレイトレポート等も参考にしながら整理したわけでございます。こういう基本的な考え方に基づきまして、お手元の資料の評価基準、資料5でございます、及び資料6の評価基準の解説並びにどのように評価を行うのかにつきまして、資料4の評価手続規則を整理してまとめたわけでございます。認証申請に当たりまして、これらを一応固める必要があったものでございますから、本年5月21日に開かれました財団の理事会・評議員会でご承認いただきまして、一応制定させていただきまして、それを踏まえて5月31日に認証申請としたわけでございます。内容につきましては、この認証評価評議会ですらいろいろご検討、ご審議を賜りたいのでございますが、この秋から、いわゆるトライアル評価に入る必要がございますので、まことに恐縮ですが、これをご承認をお願い申し上げまして進めさせていただければと考えています。先ほどお話がありましたように、実際の本評価が始まりますと、早くも2006年の後期、2007年、2008年を中心になりますので、その間に十分にご審議を賜りまして、この評価基準、解説及び手続規則等をバージョンアップしていただきまして、実際の評価にいたしたいと思っておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上が、簡単でございますが、説明になります。

○本林議長 評価基準の中身について概要をまずご説明いただけますか。資料5でしょうか。

○山本事務局員 資料5の9ページを最初にご覧いただけますでしょうか。先ほどパワーポイントの方でご説明させていただきましたけれども、47の評価基準というものがございまして、47の項目のそれぞれについて合否判定及び多段階評価をすることになっております。基準により、合否でしか判定できないものと、段階的な評価、判定をすることが望ましいものとの2種類があるということとでございまして、多段階の段階分けにつきまして、9ページの中ほどに書いておりますけれども、5段階になっております。A+、A、B、C、Dでございまして、最低限必要な基準といいますが、水準に至っていないものはD、いわば不可判定であります。それをクリアしたならばC、さらによく実施できているとなればB、非常によく実施できていけばA。A+というのは、卓越しているというものです。この5段階の分け方につきましては、事例の積み重ね、あるいはこれから2年間のトライアル及び実態の吟味を踏まえて詰めていきたいというふうを考えております。実際の基準につきましては、10ページ以降にございまして、一つ一つ説明するという形でよろしゅうございましてか。

○本林議長 概括的にお願いします。

○山本事務局員 一つ目の分野が法科大学院の運営と自己改革です。評価基準が7項目ございまして、1-1-1、「適切な基本方針が明確に設定された上で関係者等に周知徹底、実践されている」ということで、多段階評価を行います。1-2-1が「自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること」。これも同じく多段階評価です。1-2-2、「自己点検・評価活動が適切に実施され、教育改善に向け有効に機能していること」。これは、1-2-1の実践でございましてけれども、特に自己点検・評価ということに絞ったものでございまして、1-3-1が情報公開で、「教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価、改善提案を受ける体制を備えていること」。これは、ホームページ等でさまざまな活動を社会に向けて公開しているということの評価するものでございまして、次に、管理運営が2点、1-4-1が「法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性を持って意思決定されていること」。これは、大学全体の運営の中に当然法科大学院・研究科の運営もあるわけにございましてけれども、こと、法科大学院の教育内容、カリキュラム、教員にだれを選ぶか、どういう授業編成にするのか等については、法科大学院の中で自主的に独立して決定されていくという点でございまして、次に、1-4-2、「法科大学院が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること」。予定しておりました科目が開設されなかったときでありまして、あるいは教員の手当ができなかった場合とか、そういったことがあるか、どういう手当がなされたか等でございまして、最後、1-5-1が特徴の追求でございまして、「特徴を追求する取り組みが適切になされていること」。これは、どのような特徴かという内容ではございまして、その特徴として掲げたことをある意味では徹底的に、いかに徹底しているかということの評価でございまして。

○本林議長 山本さん、ちょっといいですか。それでは、高木評議員、11時になりましたので、もし何か全体を通してご質問、ご意見がございましたら、おっしゃってください。

○高木評議員 まだ評価基準がよく飲み込めておりませんが、何かお聞きすれば、大学評価・学位授与機構、あるいは大学基準協会が評価機関になるということで、そういう意味でこの日弁連法務研究財団の認証評価というのでしょうか、このセールスポイントというか、要するに何が売りなのか。そういうものを受けて、その三つの評価主体の中の競争力というのでしょうか、それがどの辺にあり、その認証評価に対する世間様の評価をあるレベルで得ていくというふうにしていかないと、あまりお客さんが来ないのではないかなと思います。その辺でどういう特徴、運用を追求していかれるのか。評価結果はオープンにされ、その結果を受けた各法科大学院のいろいろな対応、その検証等もどういう手法で今後されていくのかという議論があるのだらうと思います。

私、先般、東大の法科大学院の授業をちょっと見てきまして、先生方も学生さんもスタートしたばかりだということで、非常にホットな授業あるいはホットな学生ということで、中には予習を1日に6時間も7時間やらないと授業についていけないなんて言っていた学生さんもおられたりして大変だなと。そういう中で、わずかまだ3カ月ですか、その3カ月の過ごし方を通じた優勝劣敗みたいな、学生間の意識、勉強態度等含めて、あの中でみんな覚悟して法科大学院に行かれたはずなのに、もう何か挫折みたいなものを感じ始めている学生さんもいるような感じがします。授業は二つだけ見せていただいたのですが、あの双方向の授業は、ついていくのが大変だなと思って、私のレベルで捉えてはいけないのかもしれませんが、そんなことで、大学院自体がまだまだ試行錯誤の状況にあるのではないかと。そういう現在行われている授業の実情とこの評価基準というのがちゃんとビバレントな関係で組み立て得ているのかなと感じています。その辺がちょっとよくわかりませんが、素人の印象で申し上げると、そんな気がちょっとしながらこの基準をまた勉強させていただきたいと思います。

- 本林議長 今、高木さんがおっしゃった、この財団の評価事業の売りというか、セールスポイントはどこにあるのかというところは重要なところですが、先ほど基本的な考え方のところユーザーを大事にするという考え方というのが中心にありまして、そのポイントのところを、二、三点、示していただけますか。
- 飯田常務理事 重要なところとしましては、ユーザーの声を反映する評価事業をしたいということと、もう一点は法曹養成教育ということを中心に据えた、すなわち法曹としての資質、能力の養成という点を中心に据えた、そのような評価事業をしたいという点が当財団の評価事業の特色、売りではないかと考える次第であります。そういう意味では、この評議会並びに評価委員会等には約3割の司法エンドユーザーの方々に加わっていただきまして、そこで十分反映するようにお願いしたいと思っております。また、法曹に必要な資質、能力の点につきましては、先ほどの2つのマインド、7つのスキルと整理いたしましたけれども、さらに研究しながら評価事業に十分反映するようにしたいと思っております。
- 由岐事務局員 今、高木評議員の方から重要な指摘もございましたが、当財団では秋口からトライアルという形で、実際この基準を使ってみて、各大学の評価をしてみようと、その中で評議員の先生方にこの結果を報告し、その評価基準が適正に働くのかどうか検査してみようということで現在トライアルの申し込みを受けております。私の認識しているところでは、30校近くの大学からトライアルをやってほしいという希望がございますけれども、その結果を踏まえて、我々としては柔軟に対応していくというふうな考え方も併せて持っております。
- 飯田常務理事 トライアル申し込み等につきましては、資料20に現在の状況が書かれております。受けたい、並びに説明を受けたいというところを合わせますと、約30校から現在出てきております。
- 本林議長 高木評議員、現在のところは、そういうご説明でよろしゅうございましたか。それでは、先ほどの評価基準の説明のところに戻っていただいて、資料5のところ、これは先生方、事前に読み込んでいらっしゃるかと思いますので、これは逐条的にやってもどうかというふうに思っておりますので、ご質問がございましたらお答えするというところで、逐条の説明はこの程度にして先に進めたいと思っております。あと、評価基準について、特に説明をしておきたいという点が山本さん、何かありますか。資料5のところ、9ページ、10ページぐらいが基本的なところで、あとは各項目についてということで、大体とりあえずいいでしょうか。それで、あわせてその評価の手続規則の方もご説明をいただいて、そこで質疑をさせていただくということにして、資料4の評価手続規則、こちらについて概要を要領よく説明いただけますか。

○飯田常務理事 飯田の方から簡単にご報告申し上げます。

資料4でございます。これは、評価を実際にどのように行うのかということを整理したわけでございます。これについては、後ろの方に評価のプロセスの流れが書かれてございますので、これをご覧いただきますと、おおよその流れがご理解いただけると思います。ここには評価のプロセス、A型とB型というように規定しておりますが、A型というのは下期、後期に現地調査を実施する場合の流れでございます。まず、前年度までに認証評価契約を締結いただきまして、4月ごろには全体スケジュールを合意させていただき、評価チームの選任をいたします。その9月ごろには現地調査実施時期の調整・確定をしまして、前年度の12月には自己点検・評価項目の通知をし、1月には法科大学院への説明会を行う。当年度に入りまして評価員についての開示をしまして、6月ごろにはアンケート等の実施をする。自己点検・評価報告書の提出を受けると、7月から9月にかけて評価チームで研修、検討を十分いたしまして、10月から11月ごろに現地調査をする。この現地調査を非常に重視しております。3泊4日でやろうということ考えています。評価チームの報告書をつくりまして、12月には評価委員会が評価報告書の原案をつくって、その事実認定部分について法科大学院に意見を求める、事実誤認が出ないかどうか。1月には評価報告書を決定しまして、法科大学院に送付いたします。異議がなければ、これで確定しますし、異議があれば異議審査手続に入っていくと、そういうくくりでございます。異議審査手続につきましては、異議審査委員会では審査をして、最終的にはこの評議会でご決定いただくと、そういう流れになっている次第でございます。この評価につきましては、5年に1回行うということになっております。以上が大体概要の手続でございます。

○本林議長 それでは、今まで評価の基本的な考え方ということで、資料10のご案内という見開きの資料で、ユーザーの視点、法律実務家の視点等基本的な考え方、それから2つのマインドと7つのスキル、こういった姿勢というものをチェックをしていくという基本的な方向と、それから評価基準について概要の説明をいただき、今、評価手続の規則、スケジュールあわせまして説明いただいたわけでございますけれども、一つ一つというよりも全体としてご質問あるいはご意見、どちらでも結構ですけれども、ございましたらいただきたいと思っております。

はい、どうぞ、佐柄木委員。

○佐柄木評議員 司法改革審の意見書に盛られた法科大学院の教育理念の冒頭に、専門的な資質を持つ法曹を養成するというと同時に、人々の喜びや悲しみを理解できるというか、そういう人間性の涵養といったような項目があったかと思っております。その点は2つのマインドというところの、マインドの中に多分入るのだと思っておりますけれども、具体的に評価基準を通して考えるとすれば、そういうものをどこに入れるのでしょうか。

○飯田常務理事 飯田の方から説明申し上げます。その点は、実際ご指摘のとおり2つのマインドと7つのスキルというところで見ることがあるかと思っております。この資料5の法科大学院評価基準の17ページでございますが、第7項として法曹として必要な資質・能力の養成という評価基準を設けております。この中で、法曹に必要なとされるマインド、スキルを養成する教育内容が適切に計画されて実施されていることという評価基準を持っておりまして、その中でご指摘のような内容では評価の対象になるというように考えている次第でございます。具体的にこれはどのように検討されるのかにつきましては、資料6の解説の方でございますが、その中に別紙2というのがございます。この中で、この法曹に必要な資質・能力の養成についての留意事項の検討例といえますか、取り組み例を例示しております。このような中で、どのような教育が考えられるのかということについての情報発信をしていきたいと考えている次第でございます。これについては、さらに今後充実していく必要がございますし、トライアル評価等を踏まえて、そのバージョンアップをしていく必要があると考えておるところでございます。

○本林議長 評価基準の大きな分類として1から9まであります。その中で7番の「法曹として必要な資質・能力の養成」というところは、これだけは特に法令で要求されているものではない分野で、財団が特に力点を置いてやろうとしているところであり、この7番を除きますと、あとは全部法令由来基準が中身に入っているわけですので、この7番を入れたということが一番大きな意味づけがあるところだと思います。その中に今おっしゃった審議会の意見書にある法曹として要求される人間性というものも考慮していると、こういう説明だと思いますけれども。大変貴重なご意見でございました。ほかにご質問いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

先ほど事務局から説明がありましたように、この評価基準等につきましては、この評議会で承認をいただいてから認証の申請に添付して出すということですが、時間的な順序で、とりあえずここでご承認いただくということを経済条件として既にお話をさせていただいているということのようでございますし、また、トライアル評価に入る必要があるということで、とりあえずここできょうのご意見を伺いまして、ご承認をいただいて、評議員の先生方、いろいろご意見があるかと思っておりますので、今後そういったものを取り込みながら、よりいいものにバージョンアップさせていただくということにさせていただきたいということございまして、そういう意味でとりあえずこの評価基準、評価手続規則、基本的な考え方、方向、こういったものについて、ご承認いただくということによろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

○本林議長 ありがとうございます。

それでは、その次に申請の関係で、先ほどちょっと3点議論があったということで、年齢の問題、ジェンダーの問題、履修の単位の上限の問題等、意見をいただいたようですが、この点については、この原案のままでいいというご意見もあったようでして、今後なお若干弾力的な対応が必要かと思っておりますけれども、先ほどの部分の説明の範囲内で若干修正するという、改定するということがある可能性があるかと思っておりますけれども、この対応につきまして議長の方にお任せをいただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○本林議長 ありがとうございます。

それでは、その次に評価手数料の問題に入りたいと思います。この評議会での決定事項ということになっておりますので、これについて事務局から説明いただきたいと思っております。

○飯田常務理事 資料2の3ページをごらんいただきたいと思っております。認証申請に当たり、評価に係る手数料の額というのを定めて認証申請する必要があるということでございましたので、この第8項のように決めさせていただきまして、認証申請にいたしました。この秋から具体的に法科大学院に対して評価委託契約の勧誘活動を開始する必要があると思っております。その関係で、一つご承認いただきたいということでございます。具体的には、収容定員300名程度以下の法科大学院、すなわち入学定員100名以下でございます。この場合は、評価1回当たり350万、並びに評価実費、これは現地調査する場合の宿泊費、交通費等でございますが、50万、それぞれを上限とするというふうにしてあります。大規模校の場合、例えば収容定員900人、入学定員300人程度の場合は、評価員の研修、検討の時間等が多くなってまいりますし、評価員そのものの数も倍近くになってまいりますから、そういうことから、50万増額して評価料は400万円、評価実費は100万円という形で上限を定めさせていただきました。ただ、この点につきましては、他の二つの評価機関が法科大学院の評価に手を挙げておりますので、その評価機関の評価料の設定がまだ不明でございますが、その動向によってはこの上限の範囲内で適切な対応が必要になってまいります可能性もございまして、そういう変動的要素がございまして、対応については、できますれば議長にご一任をお願いしていただければと思っております次第でございます。

○本林議長 ありがとうございます。

この評価手数料につきましてご意見ございましょうか。あるいは、今の説明にありましたように大学評価・学位授与機構、それから大学基準協会でどういう評価手数料になるか、そこの相関関係もあるので、ここで確定ということではなくて、これを上限にして若干フレキシビリティを持つ必要があると、こういうご説明でございます。何かご意見はございましょうか。

○佐柄木評議員 財団の法人会員との関係はどうなるのでしょうか。

○飯田常務理事 いわゆる財団の会員になったということと評価料とはリンクしておりません。実は、各法科大学院を回りますと、大体このような金額の構想については説明をしました。入学定員 100 人程度であれば、5 年間で大体 400 万。ですから、単年度にしても 80 万円ということになるわけですが、おおむねそれは受け入れられないわけではないというような印象、反応があったものですから、こういう料金設定をとりあえず考えたわけでございます。ただ、ほかの各機関の料金設定との関係で最終的にどのようにすべきか、さらに検討を要するところではありますが、この料金設定でも、収支としては非常に厳しいところなものですから、今後検討を進めて、考えていかなければいけないということでございます。

○大谷評議員 投資情報センターあたりは、大学の調査費が 200 万円ですね。ちょっと高いという印象があります。儲けが出てしまうのではないですか。

○飯田常務理事 実は、ほかの機関の場合は、すでに固定的組織があるものですから、いわゆる人件費負担部分がまるっきり違ってきておりまして、人件費負担部分な差がこの評価料の差になってきているのかなと思っております。

○由岐事務局員 今飯田が説明したように、人件費負担の問題をどうするかという点で事務局でも悩んでいるところなのです。

○飯田常務理事 この評価については現地調査等を行っていただく評価員の方、現地調査に関するものについては全部ボランティアでお願いするという、そういう前提でございます。それでもこれだけお金がかかるようになっております。

大谷評議員 わかりました。

○本林議長 はい、どうぞ。

○新堂評議員 この会議の席をお借りして、佐柄木評議員から財団会員との関係はどうだというお話がありました。大学の評価料と会員の会費とは、直接関係はないのですけれども、ただ私どもの財団の宣伝をさせていただきますと、財団自体の財務、予算の経常的なものは主として会員の会の会費で賄っておりますので、大学の評価をするという事業をきっかけにいたしまして、できれば各法科大学院の方に、個人とは申しませんが、それぞれの大学で法人としての会員になっていただければと願っておりますので、議題と直接関係はませんが、よろしく願いいたします。

○本林議長 では、この点につきましては、2つの評価機関の評価手数料の設定具合という関係もありますので不透明でありますけれども、一応上限はこういうことで少し柔軟性を持って対応させていただくということで、議長にご一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

○本林議長 それでは、その次に議題の6でございますが、評価委員会の委員の選任に入りたいと思います。資料12につきまして、事務局の方から説明をしてください。

○飯田常務理事 資料12をごらんいただきたいと思います。評価委員会は、評価報告書の決定あるいは評価実施に関する事柄を担当する、いわば中核的な機関でございます。その候補の方々は、ほとんどの方々が認証評価検討委員会の委員として半年間にわたってこの事業の検討をいただいた方でございます。若干名につきましては、科目バランスあるいは地域バランス等の観点から新しく委員になっていただいた方もございます。法務省のご推薦の大谷司法法制課長及び梅田司法研修所教



官については、新しくいずれの方と入れかわっております。そういうことで、全体としては法科大学院関係の専任教員の方が9名、法律実務家が8名、一般有識者が6名となっております。若干一般有識者の方が少のうございますので、これについてはさらに補充する必要があるかどうかを含めてご議論いただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

○本林議長 今この委員候補者名簿では23名ですね。

○飯田常務理事 はい。ちなみに評価委員会は、できれば第1回を9月に開催いたしまして、年5回程度の開催をお願いしたいと思っております。

○本林議長 ご質問、ご意見はございましょうか。先ほど北城評議員の方から、ユーザーの視点ということで、有識者の数をもう少しふやしたらどうかというご意見がありましたので、それも十分検討させていただきたいと思っております。

ほかに、ご質問、ご意見ございましたら。特にございませんでしょうか。

それでは、有識者の補充等、必要な補充は事前にご案内させていただくということにさせていただきます。そういう条件つきで、若干補充もあり得るとということで議長の方にお任せいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

○本林議長 ありがとうございます。この点は、そういうことで進めさせていただくこととして、一応この委員候補者名簿のご承認をいただいたということにさせていただきます。

それでは、議題の7、事業計画でございます。では、事務局の方から説明をしてください。

○飯田常務理事 資料8をごらんいただきたいと思っております。これから1年間の事業計画でございます。これについては、宮武事務局員の方からお願いします。

○宮武事務局員 資料8で、この7月から来年の6月まで1年間の事業計画の概要についてそれぞれ説明してございます。大きな項目でご説明しますと、まず今出ました評価委員会の立ち上げ、第1回9月から年5回ということでございます。それから、評価実施、それからその報告書、それを作成するという中心部分、これについての詳細を今後1年間で整備してまいります。具体的には、そこに掲げられた5項目、判定基準ですとか、評価報告書の様式等について整備してまいります。それから、実際に現地調査等を行っていただく評価員の募集、これもやはり重要課題でございます。それから、研修体制の構築及び実施、これも評価員の養成といいますが、そのような点の取り組みでございます。ここについては、来年ですが、ABA、アメリカ法曹協会の評価員研修の参加ということも含んでおります。それから、5点目、トライアル評価、これを今年度から実施いたします。今年度につきましては、その(3)にありますように、今年の秋学期に5校程度、そして来年の春学期に8校程度実施する計画であります。それから、6番、認証評価契約の勧誘活動、これは7月から8月に認証いただいた後すぐに各校を回って活動を行うという予定でございます。そのような中で7番の法科大学院訪問、これは各項目について、詳細の整備についてのヒアリングであるとか、評価員の募集の依頼であるとか、トライアル評価の勧誘、それから実際の本評価の勧誘というものも踏まえてまた精力的に回ってまいります。それから、評価基準・同解説のバージョンアップ、これは今申しあげましたトライアル評価を踏まえて実効的な評価基準であるかを検証しまして、検討して、その結果、またこの評議会にお諮りすることになるかと思っております。最後に、法曹養成教育研究会、さっきも少し触れましたが、法曹養成についての研究ということも附帯的な事業として組まれておりますので、そのような研究会の立ち上げということもこの1年の間に行っていく予定でございます。

以上でございます。

○本林議長 ほかに補足がありますか。

○江森事務局員 はい、江森の方から、トライアル評価ないし評価員の募集についての現状の報告をさせていただきます。

資料が 19、20、21 でございます。資料 19 は、各法科大学院あてに 6 月上旬にお送りしております文書でございます、トライアル評価のご案内ということであります。ここにありますようにトライアル評価というのは、もちろん営業というか、私どもの評価を見ていただくということもありますが、私どもの方で評価基準の見直し、評価方法の見直し、あるいは評価員の研修と、こういったようなものも兼ねる、むしろそちらの方に主眼があるというふうに考えていただいてよいものであります。余談ですが、学位授与機構の方も予備調査というのを行うと聞いております。

概要でございますが、日程のところでございますように現地調査を 1 日で行ってしまうというところが縮小版ということになります。本調査ですと、先ほどの話に出てまいりましたように、1 校 5 名当たりが 3 泊 4 日で回ります、丸 3 日現地調査を行うのですが、トライアルにおきましては朝から晩までの丸 1 日でこれを行います。評価員の方は、現実には前の日の夜から現地入りする必要がありますので、1 泊 2 日の負担になりますが、そのような縮小版で行います。

評価項目につきましても、先ほど山本の方から説明がございましたものをすべてやるのは無理ですので、評価内容のところにあります評価基準の 4、6、7 と、私どもが重要と考えているところを中心として各法科大学院と事前に打ち合わせの上で、その一部に限って評価をしていくということにしております。

回答の方を 7 月 10 日を、一応の締め切りといたしまして待ってございましたところ、資料 20 でございますが、これだけのご回答を現在いただいております。先ほど由岐の方から 30 校という話もありましたが、実は回答があったもの全部並べかえますので、1 番、5 番、22 番の大学は、希望しないという回答が来ているという関係で、受けることを希望するが 13 校、このほかに口頭で受けたいというお話も幾つか賜っておりますので、もう少し増えると思います。そのほかにも説明を希望するということはこれだけあるということで、今後ともお返事のないところについては何らかのアプローチをしようかなということも考えております。かなり反応がいいというふうに思っております。

そういたしますと、評価員の募集も、この評価員の研修という趣旨からもかなりの数の評価員を集めていきたいということもございまして、今鋭意やっておりますでございます。資料 21 ですが、この文書をもちまして評価員の募集をかけております。評価員のお仕事の内容ですが、研修の受講、今申し上げたトライアルの参加あるいは A B A 研修の参加と、こういうようなこと書いてありますが、まだまだどの程度のご負担があるかというのは、具体的には実は決まっていないところがございます。ただ、研修は丸 1 日程度必要であろうと思っておりますし、またトライアル評価への負担は、今申し上げたとおりになると思います。資格要件は、まだこれから評価委員会の方でご検討いただくのですが、現在のところ、法科大学院の専任教員、これには研究者教員、実務家教員を含みます。そして、実務法曹と、このようなことで考えておりますが、先ほど北城評議員の方からもご指摘がございましたことですので、評価委員会の方へまた伝えまして、何らかの手だてを考えたいというふうに思います。

反応でございますが、現在口頭あるいは文書を含めまして十数名程度から問い合わせをいただいておりますという状況でございます。今後とも募集を一生懸命かけてまいりますので、よろしく願います。

○本林議長 このトライアル評価というのは具体的にいつからやるのでしょうか。

○江森事務局員 この秋から行います。

○本林議長 事務局からの説明は大体以上ですか。

○飯田常務理事 このトライアル評価につきましては、当財団の評価のレベルアップというのが主眼

でございますので、一切の負担はこの財団で負担し、法科大学院の負担は一切ないということでございます。評価員については、総勢百数十名は必要になりますので、鋭意募集を進めていきたいと思っております。

もう一点ですが、実は、昨年度、文部科学省からこの評価事業について委託研究がございましたが、今年も委託研究のお話が来ておりますので、山本事務局員の方から説明します。

○山本事務局員 平成 15 年度に文部科学省から委託研究を受けまして、評価基準のあり方、評価結果の公表のあり方、評価結果に対する意見、申し立てのあり方、この3点につきまして研究いたしまして、既に結果報告を文科省にしております。委託料、約 600 万円。本年度も引き続き委託研究の打診を受けておりまして、内容としましては法科大学院の教育が実際に始まったことを受けまして、評価基準、評価方法のより実地的なあり方、それから評価員の研修のあり方、さらにできますれば、評価報告書のあり方について研究をしていきたいというふうに考えております。

○本林議長 今までの事務局の説明につきまして、何かご質問ございましょうか。よろしゅうございますか。この事業計画、トライアル評価、評価員募集等について、それから文科省の委託研究、そういうことで今の説明どおり進めさせていただくということにいたします。

では、最後にその他の議題ですが、これはどういう議題がございますか。

○飯田常務理事 次回の評議会の開催がございます。9月から評価委員会を2カ月に1回程度開催しまして、またトライアル評価もこの秋に行いまして、それらを踏まえて、この制度についていろいろご検討を賜りたいと思っております。またこの評議会は年2回程度ということをお願いしておりますので、来年の2月前後に次回評議会をお願い申し上げたいと思っております。日程調整等については、10月前後の秋口に調整をやらせていただきまして、次回はできるだけ全員の方のご出席が賜れますように日程を調整したいと、そのように考えている次第です。

○本林議長 では、10月に日程調整をして、来年の2月ごろに次回を開催するということにさせていただきますか。

以上できょうの審議は終わらせていただきます。何か付加してご質問、ご意見ございましたら。

○飯田常務理事 せっかくの機会でございますので、これからトライアル評価等を進めていく上で何かご意見を賜ればと思っております。

○本林議長 きょうは特にご意見がなくても、今後いろいろあった場合に、どういう連絡方法、問い合わせも含めていろいろご意見があったときの窓口というのはどういうことになるのでしょうか。財団事務局の方にファクスでもメールでもお送りいただければいいのか、そういう連絡方法について何かありますか。

○飯田常務理事 全員の方が、できればメーリングリストにご登録いただきまして、メールでいろいろご意見賜ればということもお願いしたいと思いますし、また、私どもが評議員の方々の元にうかがいまして、ご意見を賜ることも考えておりますし、事務局の方に電話、ファクス等でご意見を賜れば、それを踏まえて検討させていただきたいと思っております。

○本林議長 それでは、以上ですべての審議が終わりましたので、大変お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。これにて終わらせていただきます。